

○国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター長
選考規程

〔平成17年10月3日〕
規程第41号

改正 平成23年12月21日規程第47号

国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター長選考規程
(趣旨)

第1条 保健科学部附属東西医学統合医療センター長（以下「センター長」という。）
の選考及び任期については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 センター長の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合にセンター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(センター長の資格)

第4条 センター長の資格は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 本学の専任の教授であること。
- (2) 医師であること。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第6条 この規程の実施及び解釈については、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この規程施行後最初のセンター長の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター長及び保健管理センター長の適任者の推薦に関する申し合わせ（平成17年制定）は廃止する。